

門真市議会における災害発生時の対応マニュアル

平成26年5月8日制定

1 趣旨

このマニュアルは、門真市において、地震等の災害が発生したときに、門真市議会（以下「議会」という。）が門真市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携し、災害対策活動を支援するとともに、門真市議会議員（以下「議員」という。）自らが迅速かつ適切な対応を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 連絡会議の設置

- (1) 門真市議会議長（以下「議長」という。）は、地震等の災害により対策本部が設置された場合、議会内に門真市議会災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置することができる。ただし、議長に事故があるときは、副議長がこれを設置することができる。
- (2) 連絡会議は、門真市庁舎内の議会事務局に設置する。ただし、市庁舎が使用できないときは、対策本部と協議し、議長が別に定める。
- (3) 議長又は副議長は、各派代表者及び対策本部に対し、連絡会議の設置を報告する。

3 連絡会議の構成

- (1) 連絡会議は、議長、副議長、各派代表者をもって構成する。
- (2) 議長は、連絡会議を代表し、その事務を総括する。
- (3) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 各派代表者は、議長の命を受け、連絡会議の事務に従事する。

4 対応基準（災害発生時は、次の期間に応じて対応をとる。）

(1) 初動期（災害発生24時間以内）

- ① 連絡会議の構成員及び議会事務局職員は、できる限り速やかに議会事務局に参集する。
- ② 議員は、自らの安否、所在、連絡先を連絡会議に報告し、連絡体制を確立する。
- ③ 議員は、それぞれの居住地域等において、被災者に対する相談及び助言等を行うとともに、必要な支援対策等の情報収集を行い、連絡会議に報告する。
- ④ 連絡会議は、対策本部からの情報収集を行う。

(2) 中期（災害発生24時間後から7日目までの期間）

- ① 連絡会議は、対策本部から収集した状況分析等、情報を共有するとともに、次に掲げる事務を行うものとする。
 - ア 議員の活動状況を確認すること。
 - イ 議員からの情報を収集・整理し、対策本部に提供すること。
 - ウ 対策本部の対応方針を確認すること。
 - エ 議員への情報提供を行うこと。
- ② 議長は、必要があると認めるときは、議会運営委員長に議会運営委員会を開催させ、今後の対応について協議させるものとする。
- ③ 議長は、必要に応じて議員の参集を求めることができる。

(3) 後期（災害発生日から8日目以降）

- ① 議会運営委員会は、対策本部との連携をもとに、復旧・復興に向けた市の取り組み等について、次のとおり協議等を行うものとする。
 - ア 市内における被災状況の分析及び復旧・復興に必要な施策等について協議すること。

イ 国、府など関係機関に対する要望等を取りまとめ、議長に報告すること。

- ② 議長は、議会運営委員会での協議結果を市（対策本部）に提言するとともに、必要があると認めるときは、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し、臨時会の招集を請求するものとする。

5 議会事務局職員の対応

- (1) 事務局長は、対策本部の会議等において得た情報を連絡会議に提供する。
- (2) 対策本部等の配備職員以外の事務局職員は、連絡会議の業務に従事する。

6 その他

議長は、その他必要と認める事項を定めることができる。